

## 1 本校の部活動

### （1）運動系

陸上（男子・女子）、柔道、剣道、空手道、卓球（男子・女子）、ソフトテニス（男子・女子）、テニス（男子・女子）、サッカー、野球、バレーボール（男子・女子）、ラグビー、バスケットボール（男子・女子）、ハンドボール、水泳（男子・女子）、ソフトボール、弓道（男子・女子）、バドミントン（男子・女子）

### （2）文化系

吹奏楽、美術、コンピュータ、インテリア科ものづくりクラブ、機械クラブ、工業化学クラブ、電気クラブ、情報技術クラブ、軽音楽、囲碁・将棋、写真、トライアルサークル、書道サークル、英語クラブ、放送、機械製作

## 2 目標

- （1）生徒の自主的・自発的な参加を尊重し、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図り、活動をおして自己肯定感を高めさせる。
- （2）スポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感し、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶ。
- （3）生涯にわたって芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞活動を通して、豊かな心や創造性を養う。

## 3 練習日、練習時間

### （1）練習日

ア 1週間の練習日は、5日以内とする。このうち、平日は少なくとも1日は休養日とし、土曜日及び日曜日（以下、「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ振替休養日を設けることとする。なお、週末の休養日については年間をおして計画的に設定することとする。

### （2）練習時間

- ア 平日は長くとも2時間程度（学期中の週末も含む）、休業日は3時間程度とする。
- イ 完全下校時間を厳守する。

### （3）完全下校時間

平日 19:55（定時制の体育の授業が20:15開始）  
休業日及び長期休業期間 18:00

### （4）共通の休養日

#### ア 定期考査前及び定期考査期間中の一定期間

定期考査の1週間前からは、練習を中止とする。但し、考査日より2週間以内に公式戦がある部については、平日は1～1.5時間、休業日は2～3時間の活動とする。実施する場合は、管理職に連絡し書類を提出する。

#### イ その他

夏季・冬季休業中の閉庁日

(5) 上記(1)及び(2)の基準を超えた練習日・練習時間

部顧問は、生徒の実態、競技の特性及び大会スケジュールにより、上記(1)及び(2)の基準を超えて校長承認のもと練習日・練習時間を設定することができる。

ア 休養日

技術力向上の観点から、適正な部活動の推進を念頭に、生徒の能力や、健康・安全に十分配慮することにより、休養日を週当たり1日以上とする。

イ 練習時間

技術力向上の観点から、平日では3時間程度、休業日では4時間程度を上限として活動する。ただし、週当たりの練習時間は16時間未満を目安とする。

ウ その他

大会スケジュール等により、練習時間の延長や上記(4)の共通の休養日のアの期間において、練習を希望する部は、事前に校長の承認を得なければならない。

4 練習試合、合宿等

練習試合や合宿、発表会等の実施にあたっては、部顧問が、事前に練習相手、試合日、場所、時間、引率等について明記した練習試合・合宿届を校長に提出し、承認を得る。

5 各種大会等への参加

各種大会等への参加は、高体連又は高文連主催大会を原則とするが、その他の団体が主催する各種大会等への参加については、1週間前までに校長の許可を得ることとする。なお、いずれの場合も、参加に当たり部顧問は、事前に大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

6 その他

(1) 部活動顧問会議

ア 年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図る。

イ 定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2) 部費の徴収

ア 部費等、取扱いについては公費に準ずることとし、適切に管理する。

イ 決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。

(3) その他

ア 部顧問は本指針に基づき、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

イ 部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に部活動通信等で活動計画や大会結果等の報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。